

第十九回

出席者は左の通り。

劍木 亭弘君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

雨森	木村	日中
常夫君	守江君	客一

...
會專門

んの質問に入ると

どんの質問に入るといふふ

が主張するならば、この事例全部を私は撤回するのが当然ではないかというふうに私は考えます。

それから証人喚問がこの次の十二日から始まりますが、証人喚問の途中二十四の事例が事実無根であるというところがわかつた場合、政府はどういうふうに処置を取るのか。政府はみずから大臣は、これは二十四全部私は真実だと信じておるといふことをこれまで答弁しておりますが、若しも証人喚問途中でこれが事実無根だということがわかつた場合、政府はみずからの所信を通すために、その反証としてどういふ方法を取られるのか。やはり密告した人、報告した人を連れて来てそれを証明しなかつたならば反証にならないと思うのです。その場合、そういうことが起つた場合どうするか、私たちも審議の過程において、政府を追及して行く上において必ずこの問題は起つて来ると思うのでありますが、そのまま、政府がそのこわさに我々立法府の審議権を無視し、答弁をしないという状態が今日続いておるわけでありましたが、この点を委員長はどういうふうにして処理して行かれようとするのであるか、又或いは私が今後このことを次の機会かいつかに強行に主張するならば、この委員会は採決を以て臨まれようとするかも知れんわけですが、併しこれはこの国会の審議権に關する重大な事件であります。重大な権利でありますから委員長におかれては輕々しく採決などによつてこれを決しないよう

に、飽くまでも討論によつて、納得の行く方法を以て処理されるように、私はこの機会に委員長に強く要望いたします。私の発言を終りたいと存じます。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ございませんか。(進行々々)と呼ぶ者あり。只今須藤君からお聞きのような御発言がありますけれども、会議の規定によりますと、一応お諮りした以上、賛成がある以上採決しなければなりません。(意見だから採決する必要はない)私は反対だから「一般質問」と呼ぶ者あり。

それでは御発言がなければ委員長は採決を以て決定するはかありません。(今委員長に質問があつたじやないですか)いいですよ、それは採決する必要はない「一般質問に入つていいですよ」と呼ぶ者あり。

大多数の御賛成があるようでありますから、理事会の決定通りに進行したいと思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり。

それでは義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案、一括して議題に供します。

只今総括質疑中でございますが、御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○加賀山之雄君 私は文部大臣に順序といたしまして、(本会議の席上でも御答弁があつたようでありまして、この法律案を今度提出されるに至つた文部大臣の心境というか、いわゆる直接の動機といひますか、そういうものについて伺ひたいと思ひるので

あります。と申しますのは、この法律が出て以来、まあ賛成の立場、反対の立場、非常に議論が沸騰してゐるで、文部大臣は文政の責任者として信念を持つてやつておられることは私もよくわかりますが、今度の法律を拝見して、文部大臣の非常に何というか、お氣持というか、この法律に強く出ているように伺ふ。そういう意味で文部大臣の心境を伺ひたい、いつ頃からこういう構想を立てられたか、いつ頃から法律を出すことを決意されるに至つたか、直接の動機になつたものは何かということをお伺ひしたいと思ひのであります。

で、私は中央教育審議会で、本年の一月十八日ですか、答申があつて、その中で、年少者の純白な政治意識に対して、一方的に偏した政治的指導を与え、機会を絶無ならしめるように適当な措置を講ずべきである。そしてこの措置はいかなる反対理由にも優先すべきものであるということが述べられておりますが、私の伺ふところによれば、その審議会におきましても、一方において有力な反対意見があつたといふことであり、必ずしも満場一致の下に法律を制定することが不可欠であるといふことではなかつたように伺つております。そういう点について大臣から御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(大瀧茂雄君) この法律案を提出したところが、現在の我が国の学校教育の状態から見ても適当ではないかといふふうに考へて参つて、それに対する案の内容その他についての検討を進めて参りましたのは昨年の七月か八月と思ひますけれども、山口県におけ

る小学生日記というのが表面に現われて参りまして、そしてこれは相當當時の特別国会におきまして盛んな議論がありました。それに対して文部省から偏つた教育が行なわれることのないように注意して欲しいという意味のこれは各教育委員会に対してその通達を出して、いわゆる法律に背つたところの助言と申しますか、指導勧告という意味において通達を出したのであります。併しこれが實際この一片の通達を以てしては偏向教育を是正するといふことは困難であるし、又一面かような偏向教育をするようなことをむしろ運動方針として動いてゐる、そして学校の教育にこれを取り入れて行くといふような動向も見受けられますし、この通達によつては到底ここまで来た学校の教育状態を是正するといふことは困難である、こう考へて実は法案の提出についても検討を重ねて参つたのであります。そこで今お尋ねのこの中央教育審議会でありまして、これは昨年の多分十月、十一月頃だからだと思ひます。これは文部省が別に諮問したといふのではないのであります。中央教育審議会に總會でお集りになつた際にこの問題を採上げて、教育の中立性を確保するために適当な手段を講ずる必要があるかないか、そういう点についての検討をこれは審議会独自の立場で審議をされたのであります。あれは今年になりました、一月になつてから結論が出たわけでございます。これは形式は答申というわけでありまして、文部省から諮問したというわけではな

いのであります。その当時の模様を事実について申し上げますと、小委員会というものに付託をせられ、小委員会で

一応の案といひますか、結論が出て、それが今加賀山さんのお筆になつたのは小委員会の案だと思ひます。それが總會の席に持出されて、それに対して議論が重ねられたのであります。その当時私からも出て意見を述べたといふことであります。質問に応じて多少の意見を述べたのであります。そのとき私が当時出席しておつたのであります。この決を採るに當つて、この小委員会の、つまり結論に対して反対の議論をされた方が委員の中で一人ありましたが、それからまあ中立的と言ひますが、反対と見れば反対と見られるような、まあはつきりしないのですけれども、そういう方が一人ありました。この方は大體反対の御意見のようには伺ひました。それから他の一人の委員の方から、この答申案では具体的な点が指摘されておらん、どういふふうにするのがいいといふことを指摘されておらんので、趣旨には賛成するけれども、中央教育審議会の答申としては多少無責任になりはしないか、だからして文部省において更に具体的な案を作つて、そして改めてそれを中央教育審議会のほうに諮問をしてくれ、こういうふうにご答申案を直したかどうか、こういう意見が出たのであります。それに対して採決をされたのであります。それに對して採決をされたのであります。それからその次に、適当な措置を講ずることにして、具体的なことじやなしに、中央教育審議会としてはこういうふうにご考へて、これは何らかの措置を講ずる必要があるといふことも考へるから、その点は責任ある文部省当局において適当な処置を講ぜられることを希望する、

こういう意味の修正案といひますか、

といふものが持出されたのであります。それは大多数を以て成立したわけでありまして、でありますから、私ども見ておりました、まあ二人の委員が反対をされた。つまり中立性確保のためには何らかの措置をとる必要がある、という結論に対して、反対といふことではありませんが、疑問を持つた説を述べられたものであります。それ以外の人については、これは具体的な結論がないので、これは具体的な結論がないので、その点は明確ではありませんが、大體そういうことで中央教育審議会の答申は成立したわけでありまして、文部省といひましては、先ほど申し上げましたように、必ずしもこの答申といふものがあつたらこの法律案を出したという関係ではありませんが、折角この問題について真剣な検討をしておつたときでありますから、最高審議機関である中央教育審議会のさうな意見の提出といふものもあつたので、ますますさうな措置を講ずる必要があるといふことの感じを新たにいたしました結果、只今御覧になるような案として国会に提出するに至つた、こういう一応の経過であります。

○加賀山之雄君 只今伺ひましたが、文部大臣に何かしなければならぬといふ確信をお手えになるに至つたその元は山口県にある、そして今度の法律案を提出されるに至つた直接の動機となつたといふか、まあそれは今度の審議会の答申である、かように伺つてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(大連茂雄君) 大体その通りで、今申上げたのは大体経過的に事実を申上げたのです。御承知の通り私昨年の五月の末に文部大臣に就任をいたしましたので、学校教育の実情については当時非常に暗かつたのであります。たまた山口県の記事の問題が起つて、非常に私としては関心を持たざるを得ない事態であるということを考へました。爾来この点についての検討をやつて参りました。これは私に気がつかしたということでありまして、山口県の記事というものがあつたからこれを対象として法律案を作つた、こういうのではないのでありまして、こういうことに私の認識が呼び醒された、こういう関係は確かに山口県の記事が一つの契機になつたというふうに考へております。

○加賀山之雄君 この法案が今度公表されて国会の審議にかけるといふことになりまして、この審議会の有力メンバーであると思われる矢内原東大総長とか成田多聞氏等、そのほかたくさんありますが、猛烈たる反対意見が相次いで発表されておるわけでありまして、日教組は勿論反対であるとして、その他いづれの進歩的学者であると言われよう人々、それから中央地方の各新聞、挙げて今回の法律案を、或いは悪法である、愚法であるといふように痛罵しておる。今日に至りますと我々の所へすら全国から非常に多くの電報や通信、その他訪問というふうなことがあつて、文部大臣が心から守ろうとしておられるところの児童や生徒の父兄たちからも、真剣にこの法案を思いとどまつてくれるように、これを阻止してくれるようにとい

うような陳情が来ている。これは私は単にいづゆる日教組とか、その対象になり易い人たちの悪意伝のために、或いは偏向教育が行われておるためにこういう状態になつてゐるんだとは考えられませんが、私はそこに何か反対をしなればならぬという大きなところがあるんじゃないかというふうに思ふのであります。で、今日のこういう状態になつて来て、文部大臣としては提出前のお気持と、今日恐らく文部大臣の所へも、私の所へよりも以上にお手紙などが参り、又それを御覧になつておると思ひますが、その御心境に全然変れる点はないですか。

○國務大臣(大連茂雄君) 御指摘の通り、この法律案が提出されてから、若しくは提出せられる前から、提出せられた當時から非常に反対の聲が起つております。これは私は誠に遺憾に思ひますけれども、併し又この法案が真剣に社会の関心を引つて検討せられるというところであれば、一面これは非常に喜ばしいことである。国民各位が教育について至大の関心を持たれるということについては、私は非常に敬意を表しておる、結構なことであると思つておつたのであります。ただ今申上げましたように、法律が出る前から、法律の内容はこういうものだといふことにより、きめて、そうしてそれを前提として反対論が圧倒的に多かつたのであります。その後法律案が提出されて以後におきまして、依然として内容の違つたことを前提にしての反対論が非常に多い。この点が私は一般の人々がそこまでこのむづかしい法律をよく読んで研究されるということはむづかしいこ

ととは思ひますけれども、併し大事なことは十分検討を加えられるのは非常に望ましい、こういうふうな思つておつたのであります。今日に至つても、なお依然としてそういう意味の反対論が非常に強いということは、私は誠に残念に思ふのであります。(笑聲)そこで私はお笑ひなすからその内容を申上げると、例えばこの法律が出ると警察官が始終学校をうろろするようになるのであるとか、或いは給食をもう少し増したい、或いは又学校の経費を少し増したい、甚だしきに至つては、北海道辺りで寒いからもう少しストーブを暖かくしたいというふうなことを言つても、すぐこれが三年以下の懲役になるといふやうな、私どもからみると全く虚構の宣伝が行われてゐる。今日に至つてもなお同様であります。そこでこれは私は非常に遺憾に思ふので、私は真剣な論議を重ねられて、そして私が成るほどそのお話を聞いて、この法律案は確かに行過ぎであるとか、或いは考え方に間違ひがあつたとか、或いは或る部分について国会で直して頂く、若しくは撤回をする、又人を罷免したといふことは一向構わなかつて職を退くといふことは一向構わなといふように私は今日思つております。ただ遺憾ながら私が承服するやうな反対論というものがまだ出つくわさないものであります。従つて今後におきまして私は本心に心から成るほどと思ふことがあれば、これは大率なことでありまして、決して面白半分には考へるべき筋合ひのものではないから私は何時でも善処したい、こういうふうな考へております。

○加賀山之雄君 私は戦後民主主義が日本に採入れられまして、一面この戦後の日本としては非常にまあ自主的な一面がたくさん出て来た、勿論民主主義のはき違ひ、行過ぎもありま

す、まだ完全に実行されてゐるとは言えませんが、非常によくなつて来ている面もあると思ふのであります。併し特に戦後非常な空白な時代があつて、国民はもうその当時は堪へるべきところがないといふことで迷つておつた、そこへ民主主義が採入れられて非常に自主的になり、人の考え方なり、行動が活発になつて、青年男女等も生々として来たといふ面も見られる、これは非常に國として喜ばしい現象だらうと思ひます。そこで目標をどこに置くかといふことがいづゆる青少年の非常に大きな問題だと思ふのですが、二つの世界に挟まれて、原爆と水爆に挟まれている國民としては非常に目標が大それた、そこで教育基本法といふものが作られたのだらうと思ふのですが、この教育基本法なるものはいづゆる倫理的な規定であつて、非常な立派なことが書いてあると思ひますが、例えばこの前置の「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を追求する人間の育成を期す」とともに、普遍的にせよと個性を重んじ、個性の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。誠に立派なことだと思ひますが、遺憾ながら私はまだこの教育基本法の実態が一般國民は勿論のこととして、教を受ける生徒諸君、或いはこれを教える先生がたにも私は徹底してないのじやないか。私は文部省としてこの教育基本法の方針はこれは今変えられる御所存はないといふことを承知しておりますが、然

らばこの教育基本法に定められた立派な事項は、はつきりとこれを把握して、これを普及し或いは敷衍して、これをもつと実施するようにお努めにならなければならぬ、これが文教行政の責任者であるところの文部省の責任であると思ひますが、その点について大臣の御所見は如何でしよう。

○國務大臣(大連茂雄君) 私どももいたしまして今加賀山さんのお話の通りに考へております。教育基本法に掲げられておるところの日本の教育についての基本的な方針といふものは誠に立派なものであつて、どうしても日本の教育を基本法に掲げられてあるやうな精神が実際に起つて発揚せられるやうに、今後そこで持つて行くことにせなければならぬ、そういうことを実は痛感しておるのであります。御指摘の通り戦後において民主主義といふものが我が國の今後向うべき一つの大道として定められたのであります。まあ民主主義といふ以上は、やはり國を形成する社会を形作るにそれぞれの個人々々が、いづゆる自主的な立場をはつきり持つといふことでなければ、これは民主主義といふものの精神は発揚し得ないと思ふのであります。従つていづゆる個性が豊かであり、その個性を活かした自主性のある人間によつて社会國家が形成せられるといふことを私は民主主義の根本であると思ふのであります。従つて健全な民主主義社会を作り上げて行くためには、これから社会を構成する青少年或いは又子供といふものがさういふ意味において真に民主主義社会の一員たるにふさわしい人間として育て上げなければならぬ、こういうことが私は教育の基

本であると思つてあります。従つて子供が豊かな教養を備え、判断力、立派な批判力というものを備えた子供がでべき上り、確固たる自分の道を自分の考へで進む、さういふ自主的な人間がでべき上り、さういふ人間が、一方、一方向的にその子供の将来を方向付ける、やうな教育が若し行われるとすれば、これは私は将来日本の民主主義社会が建設されて行く上での大きな妨げになるというふうな考へるのであります。この法案を提出いたしましたのも、さういふ意味において我が国が今後健全なる民主主義の国として、民主主義社会として立つて行くためには、批判力のないう子供に子供のときから一方向的に方向付けるやうな教育は断じて行われるべきものではない、これは基本法にも書いてある通りであります。この基本法の精神を飽くまでも堅持してこれを活かして行くための必要な法律案としてこのたび提案をした趣旨も全くそれにほかならないのであります。

○加賀山之雄君 大臣は今の言葉でこの教育基本法の実施の裏付けとして今度のこの法律を考へられたというお話を承つたのでありますが、私に言わして頂ければ、この今回の法律に關係のある問題のみにかかわらず、私はこの教育基本法に規律せられておりますところのことが余り行われていない、例えば「個人の尊厳を重んじ」と言ひ、或いは「個性ゆたかな文化の創造」と言つておりますが、余りにも他人を誹謗したり、或いは疑つたり、自分は尊厳を主張するが、他人の主張は一向かまわれないとか、或いは「個性ゆたか」といふよりは、むしろ何か、本当にこの「個性ゆたか」といふのは、日本

の民族的な面をより活かして行くというやうな意味だと私は解釈いたしますが、一方ではアメリカ的な風潮が瀰漫する、それに対して今度はそれに反する一方を非常に強調する、称揚した言葉が行われるというやうなことで、「個性ゆたかな」どころでなく、それをどつちか一方にはめ込んでしまふというやうな感じがする。それが今回のこの法律を考へた理由であるというふうに考へて差支へないと思ふ。

生が大事であるというふうに考へるし、又先ほど言われた中央教育審議会におきましては附帯事項としてそれらのことが、或いは地方教育委員会の育成強化というやうなことも入つておつたように私は了解しておりますが、それらの事柄について文部省としては十分手を尽して来られたと考へられるか。或いは今後そういう問題によつてこの教育基本法の実現が期せられるというふうにはお考へになりませんか、その点についてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 御承知の通り、この教育基本法に書いてありますことは、いわば日本の教育の目標といふか、その理念と申すか、その向うところを規定したものであると、こう考へます。従つてこの教育基本法の全体の趣旨を徹底してその理想を実現するために、あらゆる教育のすべての面に亘つて断続的な努力が注がなければならぬと、こういうふうに考へられます。今日勿論我が国の教育はこの基本法の目標とするところから照らしてみれば十分でないといふことは、これは勿論であらうと思ひます。それらにつきましてはそれらの点で、これはあらゆる関係の人々、又国民も一緒に協力をして日本の立派な教育といふものをこの基本法の精神に則つて打立てなければならぬといふふうに考へております。只今提案の法律案は、これはこの基本法の中の第八條の政治教育に關係する部分について、現在の教育の現状から見てこの法案を提出する必要があるといふことで出したのでありまして、この法律案を提案をいたしましたけれども、これだけで十分であるというも

のでないことは勿論であります。又第八條の趣旨を活かして参ります上におきまして、教育の任に当たるところの先生がたといふものが、先ず自分の良心に訴へ、良識に基いて自主的な立場で教育をしなければならぬ、これが根本であります。従つてそれらの先生がたのやうな意識を促すといふことも必要であります。又教育行政としては先生の、いわゆる教員の素質の向上のためのあらゆる施策を講じなければならぬといふことも勿論考へなければならぬのであります。ただ今日八條の二項といふものの、これは先ほど申し上げましたように、私は民主主義社会においての基本的問題であると思つております。さういふ意味においてこの法律案を出したので、この法律案が出たからと言つて万事これで解決する、これでよろしい、こういうものでないことは勿論であります。

○加賀山之雄君 只今大臣はこれだけお話を十分でないと思へられておると言われましたが、十分でないのみならず、私は根本を働いてないので、これは八條二項に相應するものであると言われましたが、私はこの教育基本法といふものはこの十一條を一括してこれを考へなければならぬ問題で、単に八條二項だけを取上げてはいけません。そこでいわれる教員諸君の素質の向上とか学校の施設の整備といふものとは無關係かといふこと、決してそうではないので、これは非常に絶大な關係があるといふことを述べておきたいのであります。根本を働いていないといふ意味は、とにかく先ほど山口県の記事の例が出ましたが、あつちに偏向がある

る、こつちに偏向があるといふことで、表面的の一つの現象を追われて、本當の根本を働かないと思ふ。折角熱意を持つて準備されたこの法律が、何となく、その目的を達しない憾みが出来来るのじやないか、かやうなことを私は憂うるのであります。その点を申し上げた次第であります。つまりこの法律を以て処置されようとする方向は、方法論としても非常に正しいのではないかと。私も偏向教育がある。文部省が提出された二十四件のみが、これはそれだけのものではなくて、私が友人やその他の人々からいろいろ聞いておる範圍でも、少しこれはさういふと思ふやうな事例はこればかりでなくあります。又日教組の行き過ぎが言われておりますが、それは確かにその御に當つておる、責任を持つておられるかたがたからいつても、さういふ反省の言葉が私には出ておるやうに思ふのであります。この法律以外にはない、さうしてこれが最善の方策だといふふうに大臣は考へておられるのか、それともほかに方法がさうかといつてないから、さういふ意味でこの法案を準備されたのか、さういふやうな点について御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 本来教育基本法といふものの趣旨が守られて、少くともこの趣旨を体して教育の關係者がその方向に進んで行くという態勢があるならば、私は必ずしもこの法律案を出さなければならぬといふことにはならないと思つてあります。ただ今日我が国の教育界の現状を見まするときは、どうもさうなつておらん。さうなつておらんので、このまま放置しておきましては、必ず「基本法の第八條

の趣旨というものが逆に壊されて来

る、こういうふうな私どもは認識に立
つておるのであります。従つてその実
情というものと併せて考えてみて、何
らかの法律的措施を講じなければなら
ん、こういうのがこの法案提出の元の
起りであります。普段何もない、健全
な教育が行われておる場合にこういう
法律を出さなければならんとは思つて
おらんであります。ただ今日の教育
の現状から見てもこのまま放置するとい
うことは適當でない、かように考へて
八条の趣旨を守る意味でこの法律案を
提出したのであります。ただ法案を
これで十分であるかということになる
と、これは結局は教育に当る人々、それ
から父兄を初めとしての国民全体の気
持が日本の教育はこういうふうに進む
のだ、そしてそれにお互いに協力しな
ければならんのだという自覚ができな
いという、法律ができたからといつ
て直ぐそれが正しい方向に行くものと
は私は考へません。併しながら間違つ
た方向に向きつつあるものをとにかく
阻止する方法を講じなければならん、
こういう見地であります。併しこの法
律もさうな意味におきましては、現
状との關係から出ておる法律でありま
すから、少くともこの法律が出たため
に非常な行き過ぎが起る、逆に教育界
に非常な混乱を起すというふうな事
態が発生するようないことは、できるだ
けこれは避けなければならん、これ
は当然であります。私どもとしてはそ
の点についてはできるだけの検討を
し、配慮を加えて法案を作成したつも
りであります。従つて只今申上げるよ
うな教育の現状から見ても緊急必要と考
えられる法律的措施としてこれが最小

限度のものであるというふうに私ども
は考へております。

○加賀山之雄君 この法律の一つの大
きな目標というか、は日教組だとい
うに言われておりますが、確かに先
ほど申しましたように従来の日教組に
は行き過ぎも多分にあつた。併しなが
らこの日教組の幹部諸君に会つていろ
いろ話を聞いてみますと、最近非常に
強い反省が行われ、行き過ぎを十分自
覚して来ておられるように私は伺うの
であります。で、大臣は従来日教組の
幹部、或いはそういう教員の人たちと
直接接を交えて話合されたというよう
なことがございますか。

○國務大臣(大連茂雄君) 日教組の諸
君とはしばしば会つております。会つ
ておりますが、只今加賀山さんの言わ
れたような意味で日本の教育をどうい
うふうに行つて行こうかというふうな
懇話の話し合いというものは遺憾なが
らありません。日教組の諸君にお目
にかかるときは、常に一定の要求書と称
するものを持つて来られると、それに
ついでに要求をして行く、こういうま
あ何と言いますか、これは法律上は団
体交渉といふことは日教組に許されて
おりません。従つて私どもも日教組を
団体交渉の相手方とは思つておりませ
ん。併し形式的に言つてとそういう団体
交渉的な態度で来られておるものが非
常に多い。よくお互いに話合おうとい
う機会は今日まで残念ながら持つこと
はできませんでした。

○加賀山之雄君 先ほど私はこの思
ひ違いは行き過ぎといふことはあり
得ると思つておりますが、私は文部
大臣は日本の文政について御心配さ
れていることはよくわかりますが、日教

組も又私は、文教自体に強い関心と熱
意を持つてゐるというところは私もこ
れは疑いないところだと思つてありま
すが、今何うと大団体交渉的なこと
では話合つたことがあるが、そういう
た日本の将来の教育をどうするかとい
う根本の問題について話合つたことは
ないといふことを伺うのは非常に私は
残念に思つてゐます。そこで、座り込み
或いはこれを大連文政と日教組との対決
というふうなことで張合つて、お互い
が反感を持ち、片方は片方を潰すのだ
というふうなことになるて来ますと、
この法律自体が大臣が最初目的とされ
ておる非常に立派な目的を離れて却つ
て国内に不必要な摩擦、それから折角
反省期に入りつつあるとする、これ
は日教組のみでなく日本の労働組合或
いは日本国民自体が落着いて来てだん
だんと反省期に入つてゐると思つて
すが、これを阻害しやしないか。

それから私は衆議院の公聴会において
いろいろ公述人が陳述されましたが、特
に私心を打たれたのは群馬県の島村小
学校の斎藤校長先生の陳述でありま
す。これは切々として教師の徳性、教
員の徳性、或いは場合によつては言
難からうと思はれるような弱点といつ
たようなものを十分述べられてゐる、
で、同僚の野本委員からも言われまし
たが、教育といふものは本當の愛情と
信頼が本としてなされるべきであるの
に、却つてこの法律のために逆になつ
て、強い人は反抗心が強くなり、弱い
人は萎縮してしまふと、こういうよう
なことになつては法律の目的を達する
どころか、却つて世に言われておりま
すようにこの法律が邪魔物になると或
いは阻害、折角伸びようとしておるも

のを縮めてしまふというふうなことに
なりはしないか、かようなことを私は
危惧するのであります。それに對し
て大臣は如何様な御見解をお持ちで
ございませうか、お伺いいたしま
す。

○國務大臣(大連茂雄君) どうも世間
で私が日教組に対して何か感情的な気
持でおるというふうな、こゝ言われて
おりますことは私も承知いたしてお
りますが、これは言訳をするわけでは
ないけれども非常に遺憾に思つており
ます。私は個人的の感情というものに
よつて、かような法律案を出してみた
り、又日教組の諸君に對してもさうい
うことは私としては頭頭ございませ
ん。又さういふことで議論をする場合
にはこれはそれ／＼意見がございま
す。日教組の諸君とも会つた場合に
は激しく議論をすることもございま
す。併し個人的に日教組の幹部の諸君
に對して私が個人的な感情を抱いてい
るということはないと、又その点は日
教組の執行部の人たちは私はおわか
りになつてゐると思ひます。私はただ申
上げておきたいことは、絶対にさうい
ふ日教組の諸君が座り込みをしたとか
なとかいふような、まあ普通で言つ
て、失つたような態度をされたとか、
さういふことと感情といふものは一切
私の気持にはありませんから、その点
は一つ御了承願つておきたいと思
ひます。

それからこの成るほど私どもも今加
賀山さんの言われるように、これは何
といつても日本の教職員を始め全部
を網羅するところの団体でありますか
ら、私どもがよく膝を交えて、今後教
育がどうあるべきかといふことにつ

て隔意なく話をする機会が若し与えら
れるならば非常に結構だと私は思ひま
す。たださういふことでなしに、日教
組がすでにはつきりと極めて鮮明にこ
の教育に關する方針を打出してゐるの
でありますから、これは累次の大会、

累次の中央委員会等において、はつき
りと日教組の教育に対する方針とい
うものは打出されてゐる、世間ではま
い／＼反省してゐるとかなんとか
いふことを言ひますけれども、併し大
会或いは中央委員会においてこの態度
というものは終始一貫してこれは私は
ほかの点について日教組がどうい
う方針をするかといふことは必ずしも
意に留める必要はないと思ひますが、日
本の学校教育に對して持つておられる
ところの日教組の考え方、これは私は
誠に困つたものであるといふことをこ
れは率直に申上げて差支ないと思
ふのであります。これが極めて偏局的な
教育を教育の場に行ふべきことを明
かに打ち出してゐる。でありますから
して、それを白紙に戻して、白紙に戻
して教育は一体どういふふうに行つて
行つたらいいのだといふことが話合
えればこれは非常に結構だ。けれどもこ
れは旗が、はつきりとした旗を立てて
の語でありまして、従つてなか／＼今
お話しになりますように、十分話合
いをしていふふうには實際はそこまで
なる余地が事実上ない。この点は私は
非常に遺憾に思つておるのです。昨年
の秋でありましたか、非常な行き過ぎ
の点については十分反省をするとい
ふ意味の、新聞にさういふ記事が
載つておりました。真相は知りませ
ん。併し私どもがその後の日教組の動
向といふものを考へて見て、新聞なり

或いは世間で受取つたような意味において、日教組は方向転換をしておるものと思つておりません。これはその後、山梨県で行われた会議におきましても、日教組の責任あるその関係の役員からその席上において、はつきり何ら方向を転換しておらんといふことを、はつきりこれは日教組の責任ある地位におる人自身がその会議に出て、はつきり言つておるのです。さうなわけで日教組のほうで自分の掲げておるところの教育に關係する考え方というものに再検討を加えるとか、或いはこれを一体世論に聞き、又關係の方面に聞いて、どういふふうにして行くといふふうなことになるれば、これは非常に私も十分話し合ひをしたい、こう思いますけれども、今申上げるようなわけで、なか／＼そこまで行つておらんといふことは非常に残念に思います。それから先ほどこれがために非常に教員が萎縮して、殆んど何も言えなくなるとかといふような点について、公聴会においてお話があつたといふことをお話になりました。これは先ほど私が申上げますことに關係しておるものであります。私はこの法律の如何なる部分からさうなことが割出されて来るかといふことを了解するに苦しむのであります。そういうふうな非常にまあ虚構と言つて悪ければ非常に誇大の宣伝をして、そして日本の現場の教職員或いは延いては父兄、PTAのかた／＼にまで不安と動揺を与えておる。この実情を案に遺憾に存じておるのであります。この法律が成立した結果、学校の先生は萎縮して何も言えなくなるといふようなことは私はこの法案が仔細に検討されれば全くいわれ

ないことだといふことは明瞭であると思つております。

○加賀山之雄君 私の上上げたのは、この法律案を以て特に刑罰を以てこれを中立を保つて行こうといふ方法、方法論としても拙いじやないか。で、先ほど申しましたように日教組の方針は確定しているもので、これは一歩も譲らないのだといふお話でありましたが、實際問題として私は日本の國內の状況から見ても、先ほど申上げたように思想的に或いは行動的にだんだんと日本国民が落ち着きを取戻しつつある、冷静に判断をしよう、或いは反省をしようといふ空氣になつているので、日教組も私は確かにさうな傾向にあることはこれは看取できると思ふのであります。折角さうなつて日教組を更に又鐵兜を着て張り合はなければならぬといふことにすることは拙いじやないか。又子供が直接教えられてゐる先生が萎縮してしまふといふことはこれは事実なからうと言われますが、大臣も衆議院の公聴会にいられておつただろうと思ふのですが、この間齋藤先生の陳述の中には、先生といふものは事大主義もあり、又一面その中には立身出世主義があるので、こういう法律が出るによつて、お互いに中傷し合つたり、或いは何も言わないで随いて行けばいいのだ、長いものには巻かれる式になればいいのだという諷刺がある。先生の特質の中にさういふものがあるといふことを述べられておるので、すぐ自分が引つかりはせんかといふ心配は、却つてさういふ心配が多いので、平穩なるべき學内に却つてさういつた悶着なんか起きるといふことを心配しておられるよう

に私は何つておるのです。さういふ点について大臣に伺つた次第であります。が、もう一度恐縮ですが。

○國務大臣(大藏院雄吉) 教員といふ人は非常に種々な人が多いといいますが、まあこの間の齋藤さんのお話を聞きまして、非常に長いものに巻かれる、さういふ傾向になり勝ちであります。さういふことをよく言われております。私も実はさういふ点がありはしないかと思つておるのです。これは言葉を変えるならば非常に自主性に乏しい、周囲の影響を受け易くて、その個々の先生がたが非常に自主性に乏しい、さういふことにはかならずと思ふのであります。そこで私もはこの特例法のほう、二法案あります教育の中立性を確保するためのほう、これは教職員を対象にしていふものでないことは申上げるまでもない、教育基本法の八条の精神を破壊するような教育を行はせようという教職員に働きかける、その教唆煽動といふものの行為を抑制する、さういふのが目的でありますから、さういふ教育をするといふことが基本法の精神を破壊するものであるといふことが一応原則として考えられるならば、さういふ教育を教唆煽動するといふような行為が許されなければならぬといふことは理論上私はあり得ない、さういふような邪惡な行為といふものがこれは当然抑制されて然るべきもので、これがために教育を圧迫するものでなければ何人にも迷惑をかけるはずがない、さういふ教唆煽動をしよとすると人は困るかも知れない、それをする氣がないものは困るはずがないのであります。その教唆煽動自体がいふことだ、さういふなら別論であります。

す。偏向教育をすることがいいことだ、それを教唆煽動せんとすることがいいことだといふならこれは別論であります。(あつち向いてやつて下さい)と呼ぶ者あり併しながら教育基本法の精神に反するような教育をしてはいけないといふ原則が確立するならば、それを教唆煽動することがいいといふことはあり得ない、従つて教唆煽動を罰するといふことはこれは何人にも私は迷惑がからんと思ふ。勿論教員に對して圧迫を加えるゆゑんでも何でもない、只今加賀山君の言われるような、教員が果して自主性に乏しいといふものであるならば、さういふ比較的穏やかと言いますか、自主性に乏しいような先生方に対して、外からいふようなことを言つてけしかけるのをとめることとは、これは先生の立場を案にすることとは私は思ふのであります。然るにこの教唆煽動といふことを論ぜられる場合には、これは教員を侮辱するものだ、教員の自主性を無視しておる。さういふ議論が行われ、同時に又今の逆のように先生といふものは自主性が乏しい、さういふことを言う人がある。世間で丹頂鶴といふことをよく言いますが、私は丹頂鶴といふ場合に、その丹頂鶴といふことが仮に悪口であるとするれば、その悪口に対して憤りを感ずるのはむしろ丹頂でなく白いほうではないか、これは自主性が低い、少数の人々によつて全体が引ずり廻される、さういふことを意味しておるのでありますから、つまり自主性が低いといふことを意味しておる。だからさういふ立場に立つておられるならば、それに対してさういふけしかけるといふことはこれは甚だよろしくな

い、それとを定めるといふことであつて、これは先生方を萎縮させるといふことではなくて、先生方をむしろのびのびとする立場におく、この法律の第一一条にも書いてありますが、教職員の自主性を擁護するゆゑんである、さういふふうに私もは考へておる。

○加賀山之雄君 余り長くなりますので、主として抽象的なことでお尋ねしましたが、法案の審議に入つて又今申上げたような観点で具体的にさういふ質問することを今留保いたしまして、これで私の質問を打ち切ります。

○吉田萬次君 私は大臣に質問を申したいと存じます。先回滋賀県の和邇小学校の偏向教育といふことについて、(議事進行「発言中」と呼ぶ者あり)荒木委員からすでに質問がありましたが、私は荒木委員とは異なつた観点から文相にお尋ねしたいのであります。日教組のかた／＼はこの和邇小学校の児童作文集が偏向教育の事例として引用されたことに御不満の向きもあつたやうでございまして、私はこの作文集こそ如何に巧妙に政治的偏向を児童に灌輸しているかといふことについて実証し、私の見解に対する文相の御意見が承りたいと存じます。

先ず冒頭に我々が推進しておる日教組の教研運動は、民族の教師としての立場に立つ限り、日本民族の直面せる歴史的緊急課題、民族解放と平和擁護の國民運動と切離しては全く無意味である云々と、教研大会の在り方を論じておるのであります。第一章から第三章までは児童の作文集によつてで、第四章にはアメリカ帝國主義者は和邇村及び湖西地方の労働者と農民を苦しめ、新らしい侵略戦争に引入れようとして

おる。第五章には反帝、反封建、民族解放の教育こそ真に村を守る平和的生産人の教育であるという見出しで、代表教師の運動過程を激越な調子で発表してゐるのであります。そういう労働者と農民を苦しめ、新しい侵略戦争に引入れようとしてゐる云々のこの教師の恐るべき独断と偏向は、日教組の最高指導方針が琵琶湖畔の一寒村の教師にまで浸透してゐる。この事実というものの対して文相はどうお考えになるか。私はこれを偏向教育の一例と見ておりましたが、どうお考えになるか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(大連茂雄) 滋賀県における事例、これは就む人によつていろいろ感じは違ふと思ひますが、私はこれを書いた先生の態度というものは、大抵共産党の態度と一致してゐるのではないかと、これは私の所見であります。これが日教組の影響を受けてゐるからと、或いは日教組がこの方針をとつてゐるということについては、これはさう断言すべき何らの根拠もありませんし、むしろこれは日教組の中でも少し過激過ぎるということですね。過激過ぎるということ、正式には採用されなかつたというふうに承知しております。併しこの内容はむしろ共産党……(正し過ぎる)と呼ぶ者あり)これは抽象的な書き方ですから人によつていろいろ御議論はありましようが……(議事進行々々々々)もう時間だ、休憩したらどうだい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○吉田高次郎 次には私は生徒の作文集によるこの偏向教育の児童に与えた影響を申上げ、文相の御所見をお聞きしたいと思ひます。

悲しい日本という題で橋本由美子という者が……、これは出ておりますから省略いたしますが、この作文を見て、先生のお話では、教師が反米……(議事進行々々々々)委員長、枠から外れてゐる「理事長の申合せはどうした」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○委員長(川村松助) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助) 速記をつけて下さい。

○吉田高次郎 反共軍備派が正しいと理解させようとしてゐるというふうなことは、これは容易なことではないと思ひます。又天皇に対する罵詈褻語といふようなことも、これも私は実例がありまゝによつて御覧の通りであると思ひます。かような問題につきまして私は前二例を捉へまして、いわゆる日教組というものが丹頂鶴といふことを先ほど大臣がおつしやいました、その丹頂鶴の上に白いところもあるけれども、今日ではその胴体にも赤い羽が私は散見すると思ひます。さうして鶴の本体といふものの、性質といふものが失われ行くといふことに対する一つのこれは比喩であります、これは極めて重大なもので私は思ひます。従つて胴に赤い羽ができて来るというのに対して、大臣はどういうお考えを以てこれに対処されるか、承りたい。

院の場合にもいろいろ議論があらしました。公安調査局長官なり、それから国警局長官なんかも委員会のほうにお呼び出しになつて、その点をいろいろ聞かれたようでありまゝ。私もそれについて全然知らぬところはあります。従つてだん／＼下のほうにまで赤い羽ができてゐるかどうかということもわかりません。

ただ私が申し上げておきたいことは、私は日教組の中に共産党員が何人おるとか、又何人おろうとも、或いは社会党左派の人が何人おろうとも、自由党の人が何人おろうとも、さういふことには当面直接には私は関心を持たないものであります。ただそれが日教組の動向として、日本の教育の面に何らかの影響を与へるような動きになる場合に、日本の教育と結びつく場合に、私もこれはこれに對して至大の関心を私にぞるを得ない。直接に共産党の人が何人おろうとも、自由党の人が何人おろうとも、これは人の、要らん世話でありまして、私はそれについては知らん。(全く要らん世話です)と呼ぶ者あり)ただ日本の教育の面にそれが何らかの形で関係を持ち、影響を及ぼそうとする場合に、私は初めてここに極めて重大な関心を払ひ、さういふこととあります。

○須藤五郎君 議事進行と述べて) ○委員長(川村松助) 議事進行の発言があるから、一応許されなくちやならん。

○須藤五郎君 私は、それはたくさん質問はあります、お互いに。併しもう一時も過ぎてゐるし、吉田さん、どうですか、この辺でも休憩になすつたら。

○吉田高次郎 まだ質問は私は相当長いですけれども、簡単に一言だけ質問して終ります。

そこで私はやはりこれに対する意見と、それから実例も持つておりますけれども、時間が時間ですから省略いたしますが、最後に一つ文相にお尋ねしたいのは、二十四年の秋から二十五年二月にかけて行なつたレッド・ページであります、かような問題が出るということにつきます、非常な共産党に手してゐる人、或いは共産党的分子、乃至それに対して興味を持つといふような人ができるから、さういふふうなものを追放しなければならぬやうになつてゐた、やむを得ざる現象と私は感ずるのであります、かような時代に當つて、いわゆる学校教育法の第九条の四を適用せられまして、いわゆる赤の教員の追放といふことをおやりになる御意思はあるかどうかということ承りたい。

○国務大臣(大連茂雄) いわゆるレッド・ページといふものがどういふ意図の下に行われたか、私はその当時のことは存じません。存じませんが、少くとも教育の面からそれを合理的のものとして考へる場合には、それらの先生が学校の教育を利用して自分たちの極端な思想、これを子供に植え付けておる、若しくはその危険があるといふ認定に立つたものであらう、さう思ふのであります、今日において、その当時のことは私はよく弁えませんが、依然として学校の面においてさうな傾向が現れており、又それを是認するばかりでなく、(憲法蹂躪ですよ)と呼ぶ者あり)その方向を目標とする動向があるといふことは、私甚だ遺憾に

思ひます。ただこのいわゆるレッド・ページと申しますか、共産党であるから教職員たる地位から逐う、さういふことは、共産党であるが故にといふことは筋の通らんものであると思ひます。

(憲法違反だ)と呼ぶ者あり)その教員が極端な、教育上さしおき難いような偏つた教育をしてゐる事実、さういふ具体的な事実があれば、これはそれぞれの規定に従つて、教職員たる地位を追われても仕方のないものだ、さう思ひます。思ひますが、それはそれぞれの規定について、それ／＼の機関において判定すべき問題であつて、ただこの共産党であるといふことだけでこれを追放するといふことは、これはさう筋が通らん、さう思ひます。従つてさうな点について私どもは何も考へてゐる点はありません。

○委員長(川村松助) お諮りいたします。午後の予定もありまゝから、一応この程度で休憩して如何でしようか。

○高田なほ子君 ちよつとその前に。折角の吉田さんの御質問であります、ね。やはり関連質問といふのはよほど……、昨日のことに関連して質問なさるというふうなことは、私はやはりうま／＼に思ひます。川村委員長は、議事の運営、この委員会の運営のために、公平無私な立場に立つて御心配なさつていられる委員長に、重ねてさういふことを申上げることは却つてどうかと思ひますが、今後開かれる理事会においては、もう二日も三日も前のことについての関連質問といふやうなことに對しては、一応お諮り頂い

て、もう少し納得の行くような運営が続けられますようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 吉田君の言うのは関連質問じゃないと思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり)曾て荒木君が、こういうふうだということを例証しただけで、関連質問じゃないと思ひます。(吉田次君「関連質問じゃないと思ひませんよ、絶対に」と述べ、「了了承了」と呼ぶ者あり)じや、暫く休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後三時十一分開会

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

学校給食法案に参考人から意見を聴取することについてお諮りいたします。全国販売農業協同組合連合会(東)東京青果市場場長滑川彦次郎君、及び同連合会青果事務所長代田川島豊季君を参考人と決定しまして、只今から両君の御意見を伺うことにいたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

それでは只今から御意見を拝聴させていただきます。

その前に当文部委員会を代表いたしました一言御礼を申し上げます。本日は御多忙のところをわざわざお越し頂きまして誠に有難うございました。只今から御意見を拝聴いたします。

○田中啓一君 その前に私からこの選談会の趣旨と今日の日程につきまして一言御挨拶を申し上げます。

学校給食はこの提案をなされましたかたたちの御抱負は誠に遠大でございまして、小中学校全部、定時制の高等学校に及びまして千八百万人になんなんとする人数にやうたい、こういうことでございまして。そこでこれは非常に広汎多岐に亘る問題でございまして、いろいろ専門家の御意見を伺いながら進めて行かなければなりませんし、その間又委員もそれ／＼意見を言ひながら懇談形式で進めて行きたい、こういうことですでに数回やつております。

この前は役所側のかたにおいてを願ひまして、主として栄養的の見地から、又或いは食生活の改善そのものの見地から御意見を伺つたのでございまして、そのあとで熱心に又御懇談が續けられました。本日は何分にも給食でありますから、食べさせるものが必要わけでございます。現状をどうしておるかというところは、こへおいでのかたは皆存じておりますから申上げませんが、それほど広汎な範囲でやつて行くという事になりますれば、必ずしも従来のやり方に拘泥はしておられず、もつと／＼大きな見地に立つて、我が国の食糧生産或いは栄養、或いはその間の流通というような諸般の見地から検討しなければなりませんので、本日は先週においてを願ひましたかたたちにも懇談のために御列席を願ひ、同時に本日は農林省の生産のほう、及び流通のほうを所管しておられる局長においでを願ひ、且つ又青果につきましては直接流通の衝に當つておられますところの全販の東京の青果市場長、それから又全販で全国に野菜の出荷を指令しておられるところの青果事務所長においてを願ひまして、御意見を伺ひ、且つ懇談をいたしたいと思ひ

を伺ひ、且つ懇談をいたしたいと思ひわけでありまして。そこで先月も厚生省の環境衛生部長からは、これはまあ恐らく農林省の問題でありましようというやうな御意見が出、それから又野菜の方面の非常に重要なことなどを強調しておられました。そうして石川委員からは農協の受持範圍というものは重大でありましようというやうな御意見も又あつたのであります。そこでそんな問題につきまして今日やりたいと思ひのであります。他の委員会に出席されておられる関係上、農林局長、畜産局長がまだ見えておりません。畜産局長の代りには今、下条技官がおいで下さいましたので、畜産局長は御出席でありまして、酪農計画についてもすぐお話を願ひます。そのあとで、私が考えますのは、小麦粉の供給状態或いはこれには将来必ずしも小麦食ばかりにも限らんじやないかというやうな御意見も出ておりましたので、まあ小麦粉というものの供給状態というやうな点から、先ず食糧庁の大津加工輸送課長にお話を願ひ、それからその次にまあ間に合はせば大坪畜産局長或いは間に合はせんければ下条技官から酪農計画のお話を願ひ、次に青果物のほうの滑川さんから東京都における野菜の流通なり供給なりというやうなものはどういうことになつて、学校のほうからこういうものを食べたいのだという要求があれば、どんなふうな処理をして下さるか、そんな点をつつお伺ひしたらどうかと、こんなふうな本日の議事日程を考へるわけでありまして。私にしろ／＼／＼／＼議事の進行を図れという委員長からの御命令でございすので、誠にこういう慣れぬ席に着き

まして大いに窮つておるのであります。そのお役目を勤めさせていただきます。

それでは一つ大津さん、今のやうな趣旨でお話を願ひたいと思ひます。

○説明員(大津嘉明君) 戦後は御承知のやうに非常に小麦、大麦及び小麦を相当に輸入しまして、外米の輸入が必ずしも十分に手がたてできませんので、大麦、小麦を相当に中心にして国内食糧の不足を大抵賄つて来たわけでありまして。そうすると、大麦、小麦の大体平年の消費量から見ますと、小麦が二で大麦が一の割合で大体従来の消費傾向であつたわけでありまして。それで、ところが従来から粉食奨励の問題は非常に言われておつたのであります。米の作が少しよくなりますと、どうも米に比べて粉は必ずしも消費が伸びんという状態が奨励がされておつた割合に伸びていなかつたところが、昨年の凶作を中心としたしまして、米の不足及び関係の値上りから非常に大きな伸び方をいたしました。大体平年ベースに対しては只今小麦は大体四割程度の伸び方をやつてゐるわけでありまして。精麦のほうは大抵一割程度の伸び方に対して、製粉は大抵四割くらい、非常に異常な伸び方をいたしております。近頃、又傾向といたしまして、御承知の通り、に國際価格が異常に小麦が安くなつて参りましたので、米よりも小麦、同じ麦でも大麦より小麦に転換するほうが國際収支上当然非常に節約になるわけでありまして。その線が非常に凶作を脱としてうまく行つてゐるわけでありまして。大体小麦の年間所要量は大体本年の總計から行きますと原麦につきまして二百四、五十万トンだろうかと思ひ

ます。輸入の数量は本年は百九十六万三千トンと予定しておりましたが、これは國際的に非常に小麦は御承知のやうに過剰でありますし、又國際的に今のやうに非常に価格が下つて参りましたので、これは成るべく小麦に転換するといふことは、これはまあ當然得策であるわけでありまして。それで、もう常識論になりますが、小麦の手当というものは今のやうに十分にできませんし、だんだん安くなつておりますし、又國際収支上非常に小麦を入れることがいいわけでございます。これは大いに小麦の転換についてはさつきも申し上げたやうに努力をいたすべき問題だと思ひます。それでいろいろ／＼粉食の問題がやられておりますが、やはり一番具体的に伸びるのは学校給食であります。政策として一番普及してゐるのは学校給食でありますし、又学校給食をやればその学校給食ばかりでなく、その学校給食をやつたところは、その地域は家庭的にも非常に粉の普及ができますので非常に大きな消費を見られるわけでありまして。又／＼の世論調査をおやり願つておる傾向から見ましても、学校給食をやつた子供さんは大体圧倒的にパン食を好みますし、従来パン食になれない、中年以上のかたはなか／＼今日の非常に粉食の奨励をやる時期になりましたとあまり伸びておらないわけでありまして。こういう観点から見ましても、学校給食が非常に粉食の奨励上実効的の価値があるといふやうに考えられるわけでありまして。何か非常に一般的で……。

○田中啓一君 又あといろ／＼質問出ると思ひますから。

ます。輸入の数量は本年は百九十六万三千トンと予定しておりましたが、これは國際的に非常に小麦は御承知のやうに過剰でありますし、又國際的に今のやうに非常に価格が下つて参りましたので、これは成るべく小麦に転換するといふことは、これはまあ當然得策であるわけでありまして。それで、もう常識論になりますが、小麦の手当というものは今のやうに十分にできませんし、だんだん安くなつておりますし、又國際収支上非常に小麦を入れることがいいわけでございます。これは大いに小麦の転換についてはさつきも申し上げたやうに努力をいたすべき問題だと思ひます。それでいろいろ／＼粉食の問題がやられておりますが、やはり一番具体的に伸びるのは学校給食であります。政策として一番普及してゐるのは学校給食でありますし、又学校給食をやればその学校給食ばかりでなく、その学校給食をやつたところは、その地域は家庭的にも非常に粉の普及ができますので非常に大きな消費を見られるわけでありまして。又／＼の世論調査をおやり願つておる傾向から見ましても、学校給食をやつた子供さんは大体圧倒的にパン食を好みますし、従来パン食になれない、中年以上のかたはなか／＼今日の非常に粉食の奨励をやる時期になりましたとあまり伸びておらないわけでありまして。こういう観点から見ましても、学校給食が非常に粉食の奨励上実効的の価値があるといふやうに考えられるわけでありまして。何か非常に一般的で……。

○田中啓一君 又あといろ／＼質問出ると思ひますから。

○参考人(大津嘉明君) 一般的で大抵御承知と思いますが。

○田中啓一君 大要だけおつしやつて置いて結構であります。

次にまだ畜産局長がお見えでないようでありましてから畜産局の下条技官からお話を願いたいと思いますが、実は下条さんが、今の千八百万という給食を考へますと何でも現在の牛乳の給食産量を使うことになるのだそうです。だからこれは一体どういうふうになるのか、これはもうどうしても畜産局が中心だと牛乳というものはここにおいで、桶本部長の御意見では、これはそれほど問題はない、是非その学校給食で生牛乳をやりたいものだ、こういうお話で、我々大いにあおられたわけなんです、そこでそれについてこの一つ畜産局の御計画御抱負というような点を一つ先ずお話し願いたいのです。どうせあといろいろ質問が出ますから。

○説明員(下条菊次郎君) 只今田中さんからお話のあつたような点に或いは副わないかとも思いますけれども、大體最近の酪農の情勢を先ず簡単に申上げたかと思ひます。現在、昨年の二月一日現在の乳牛頭数は約三十二万頭に上つております。これは戦前の最高を非常に上廻つております。戦前の最高は昭和十六、七年頃の二十五万頭、これが最高でございましたけれども、去年の二月一日にはすでに三十二万頭に上つておる。こういうような状況になつております。従ひまして牛乳の生産のほうも非常に伸びておりまして、戦前の最高は年間で二百万を少し超えた程度でございましたけれども、二十七年、正確な統計は二十七年しかできておりませんが、二十七年には三

百二十万石という数字になつております。又二十八年を推定いたしますと、大體三百七、八十万石が生産されてい

ると見られております。この中でこれがどういふ割合で消化されていくのかと申しますと、そのうちの四八%、数量にいたしますとざつと百五十万石ばかりが飲用牛乳、いわゆる生で消費されます。市乳として消化されております。それから四五%、数量にいたしますと百四十一万石ほどになりますけれども、これが原料牛乳として消費されております。原料牛乳の中では煉乳、粉乳、これに使われますものが一番多く、ざつとこれを併せて八十万石程度となつております。それからバターに使用されておりますものが六十二万石で、このうちの或る部分が国内産の脱脂粉乳の原料になつております。消費の面につきましても大體牛乳、乳製品は十年毎に二倍くらいの消費になつて行くといふことを言われておりますけれども、特に昨年の消費は米の値上りとか或いは粉食の奨励とか、そういうものにあおられて非常に伸びております。それで御存じのようなバターの不足とかいふ現象が出て来ましたけれども、それは今申しました粉食奨励、因作と、そういうものと関連のほかに、菓子原料用の煉乳とか或いはバターとか、そういうものが非常に増え行つたわけでございます。それで現在の時期としてはなおやや全体として不足のような状況にあるといふわけでありまして、それで今非常に問題になつておりますことは、これは酪農の面から問題になつております問題は、国内で相当業務の改善の面から酪農をやりたいという声

常に進んでおるわけでありまして、ただこれを無制限に伸ばして行くと非常に生産原価の高いものできて来

ます。今私の方で考へておりますのは、飲用牛乳のように比較的販売条件の備わつているところは、これは相当程度伸ばして行つても、放置しておつても、相当これは自然の経済原則に沿つて伸びて行きますけれども、原料の關係は外国の乳製品との關係もござい

ますので、その無暗にどこでもできるというものではございせんので、二十八年度から特に集團的な酪農の育成、予算面では集約酪農地域というやうなことで、大體将来一地域に五千頭程度の乳牛を少くともとめて、それとして大量の牛乳を処理して行く、加工のコストを非常に安くして行く、そういう面加工の乳製品の安い乳製品、そういうものを豊富に出して行く、要するに農業の改善、それから消費の面、両面から見て合理的な酪農を育てて行くといふことに中心を置いております。頭数についてはどのくらいまで伸ばすという今はつきりした見通しは持つておりませんが、このようにしてや

りましても、まだ国内で生産される脱脂粉乳が非常に少い、大體

二十七年が二百二十万程度しかできておりません。又二十八年では一月十二月で一千八百トン程度のものしかできておりませんので、学校給食用の何万トンというものに対しては、今のところはまだまだ非常に少くなつております。ただ今後酪農の振興に伴ひまして相当の牛乳製品が出て行くことは予想されるのでありますが、その際にやはりこういうものの或る部分が、或いは相当部分が学校給食というやうなものに向けられて行くことを考へられま

す。現在としては非常に足りないといふことで、一般の需要にもなかつて、応じられない。それと、もう一つは価格の問題で、国内産の製品が非常に高くなつておりますので、そういう点からなかなか学校給食に向けられないといふやうな状況にございまして。こういう点は今後の酪農の進展と共に次第に国内製品が豊富になる、或いは価格が安くなる、そういうものに伴つて行く、その一部ずつ輸入品と切替つて行く、そういうことになるんじゃないかと思ひます。簡単でございまして。

○田中啓一君 先ずこの程度で一つ、

ありがとうございました。まだ農林経済局長なりその代りのかたがお見えになりませんし、又水産庁のほうもまだ姿が見えませんが、実は農林経済局長からは二つの話を聞きたいと思つたのです。一つは日本の将来、小麦と米といふもの、これは併せて日本人が食うだけは自給自足の制度に持つて行かなければならぬのでありますが、そういうことを考へるには学校給食としてはどの面を伸ばして行つたらいいのか

というやうな問題を聞くことが一つと、もう一つはやはり野菜の生産というものが、青果物の生産というものが農林経済局の所管になつておりますから、その面からも伺ひたいかつたのであります。幸い全販のほうの場長と事務所長が出ていらつしやるので、この野菜の生産と流通とが非常に密接不可分のやつでありますから滑川さんから……。これで東京とか大阪とか大都市の中小学校全部の給食をやつて、そしてその野菜を引受けるということになつたら一体どういふことになるのか、或いは又殆んど果物といふのは食わすやうな方法があるのか、或いは食べるほうが先だから注文の物の計画生産まで行つてそれを持つて行くことができるのかといふやうな点につきまして伺ひたいのであります。どうぞ一つお願いいたします。

○参考人(滑川彦次郎君) 私(の)市場

を担当しております滑川と申します。

今先生から大分むずかしい問題のやうなことを承りましたのでありますが、私実は青果物の市場の仕事に携わつておりますので、そういう非常に今の学校給食問題と関連して、適正な配給がうまくできるかといふ問題につきま

要じやないかと思うのです。それらと同時にその日の食糧に十分に間に合わせるような考え方から行きまして、先ほど田中先生からちらつとお話が出ました計画生産ということが当然ここに問題点として大きく浮び上つて来るのじやないかと思うのです。只今これは全国的に見ましても、いろいろ問題点がありますが、東京、大阪、中央市場におきましては卸売機関といひますか、荷受機関といふものがありまして、東京におきましては築地の本場、あと分場が六つございます。而して本場はこれは魚を主としておる、それから蔬菜、果物におきましては神田が日本で一番大きい市場として今配給をしておるわけでありまして。而して青果物の卸市場といふものの中には、生産地における市場とかそれから仲介市場とか或いは消費地における市場とか、いろいろ区分がありますが、消費地における市場といふものは、これは配給の市場における最終の終点市場であるわけですね。ですから非常に青果物のような腐敗し易い鮮度を最も必要とする農産物の扱いにおきましては集荷も敏速にやる、その代り又集散市場といひますか、消費地における最終の終点市場である、今の中央市場における卸の段階からあと消費者に行く場合の小売屋さん或いは台所まで行く間の速かなる配給ということが非常に重要な問題であります。それらにつきまして、果してこの学校給食の場合においてどういう方法を以て速かに、而も食糧に鮮度のいい、滋養の生産された場合の価値を下落しないで、そうして皆さんの食糧にのほせるということは相当むずかしい問題じやないかと思うの

です。実は私の生産者の販売組合に長く経験を持つておりまして、米、麦等におけるそういう受入態勢の完全なところにおける場合、例えば昔家庭購買組合のごとき、そういう場合における毎日トラック十台とか五台とかいって、そうして一つの精米所に持つて行つて配給を全部毎日平均にやるといふような経験を持つておりますが、青果物において果してそういう問題に完全に取り上げられてうまく合理的に運営できるかといふことは、相当問題があるかと思ひます。要は問題点とありますのは、先ほど田中先生がおつしやつた計画生産ですね。非常に日本の国の農業生産といふものは無計画な生産でありまして、何といひますか、非常に有利な農産物だといふと急にそれに移行する。悪いといふとすぐやめてしまふといふような場合でありまして、誠に食糧の観点から行きますと、相場の点から行きますと、非常に望ましくない傾向が多いのであります。そういう関係から行きますと、この学校給食問題を取上げた場合は、恐らく青果物そのものについての種類からいって、比較的単純なもの、大量非常に容易に荷に合うもの、そういうたものの計画的な生産によりまして、出荷も計画的な出荷によつて、必ずそれが一日円滑に毎日々々鮮度の落ちないものを配給するといふような合理的な問題を具体的に研究して結論を得ませんといふと、これは相当困難な問題なのじやないか、こう思ふのであります。

その他いろいろの点につきまして又今の先生のお話についての私の意のあるところが十分尽せないと思ひます。何か御質問等によつて又あります。た何でもお答えいたします。それから丁度私のほうの青果事務所のほうから川島君が見えておりますが、簡単に、全国の青果物の一体どういふ大体的情勢であるかといふことについて簡単に述べさせていただきます。○田中啓一君 どうぞお願いします。○参考人(川島豊季君) それでは簡単に申上げます。

戦争中、それから終戦直後青果物は非常に減産になりましたが、大衆国民が迷惑したわけでありまして、年毎に生産が増加いたしまして、現在蔬菜の作付面積は約百万町歩、これは今年の見込みでございまして、百万町歩に達するような予想が成り立つておるわけでありまして。その生産量は大体四十四億貫と見られております。この中に販売されるものの数量が二十億貫、これは極めて大まかな数字ですが、約四五パーセント、四五%以上になるわけですが、戦前の事情を見ましても、大体蔬菜は販売用はそのような率になつていたように記憶いたします。それが大都市、それから北九州のような大都市、広島、呉といふような地帯を合せた全体消費人口が千六百二十万から五千万ぐらゐ想定されますが、そこに出る蔬菜の数量が約五億貫でございます。販売用に二五%ぐらゐですか、そのぐらゐ使われまして、戦前の都市人の蔬菜の消費量は老人、子供押して一日七十五匁内外であつたと記憶しておりますが、現在そういう状態までやつて来た。すでに蔬菜に対しては何らの不安もない状態が生まれて来ておるわけでありまして。或る一時期には非常に出廻りが多いとか、或いは

一時期には多少端境期等において少いようなときもありますが、そうしてありますと、他の副食品も相当豊富なのでありますから、何らの不安もない状態でありまして。仮に学童給食をいたしましても、現在すでに蔬菜を取入れておるところもあると思ひますから、大量な生産をこれにプラスする必要もないのじやないかといふようなことが考えられます。それから果物につきましては栽培面積が十七万町歩、それに潜在果樹、果樹園でないところに散在している果樹が大体七百八十万本、大ざつぱに見ましてそれだけあります。今年のはりんごもみかんも豊作年に当りますので、六億二千五百万貫ぐらゐの生産があるだろう、こういう予想をされておるわけでありまして。このうちに販売される量が四億九千七百万貫ぐらゐです。この比率は七九%、八〇%弱であるわけですが、これも戦前と同じな見ますと、柑橘、特に温州みかんは非常に國が荒れていた關係で復旧が遅れて漸く戦前の状態に歸つて来た。但し、瀬州方面、北支方面に大量のみかんが輸出されていたものが、今日は國際情勢がああいうふうでありますから、そこにその量が行かない。それを國內で今食べていくことになるわけで、豊作年にはかなり相場が下落することに對して生産者は非常な不安を感じては、それからりんごにおきましては、これは戦前の最高より大体七、八割増産になつております。そのためにりんごは豊作になりますと、非常に価格の下落する懸念が大きい果物のうちで主なるものはりんごと柑橘類でありまして、これは約六〇%ぐらゐの生産量を占めておるわけでありまして、この豊作であるか、凶作であるかといふことは果物全体に大きく響くのでありまして、今年などは相当価格は安くなつて困るのじやないか、こういうことが考えられるわけでありまして。

それから販売用の果樹といふものは、まあ日本人がまだ果物を嗜好的に、嗜好品として取扱つていていふような立場にある關係上、まあ見事な花のようなものでない商品価値がない。栽培におきましても非常に苦心して、花のような立派な無類な美しいものを作ること一生懸命努力している。そのために非常に生産費が嵩んで、価格の下落の際には非常な痛手を受けます、こういう状態であるわけでありまして、そのように努力しまして、相当傷の入つたものとか、或いは味は關係はない、栄養の価値も何ら変わらないもので、市場に向けては不利のやうなものが相当たくさんできるわけでありまして。こういうものを学童給食にでも廻すやうなことになるれば生産者にも助かるし、相当安い値段で給食ができるのじやないかといふ面にも増産され過ぎて行きつたやうな果実の面の打開策になるのじやないかといふやうなことが考えられ、我々そういうことをいふ論じたりも、昨年は果物減産、今年は又逆に豊作でありまして、この消費宣伝などいろいろなことが考えられると思ひますが、そういう状態でありまして。

それからなお東京の場合ですが、東京の旧市域の消費人口が六百三十万人ぐらゐじやないか、これも規定であり

ますが、そこに入つて来る野菜は、各県一貫目の野菜も出さないという生産地は現在殆んどないと思われれますが、大体関東各県で野菜の総入荷量の中に占める割合は関東各県下で七七%から少いときで七五%占めておるわけですから、その総入荷量は昨年一億七千万貫、その前は大体一億六千万貫程度、その前後をこ二、三年統計て来て昨年非常に多かつたわけですが、それをまあ計算してみますと、さつき私が申上げたように一人当りの消費量が出るわけでありますが、そういう状態で野菜の価格は二十七年、二十六年は五十何円というが一貫当り一年間総平均価格なんです。高い促成品から安い大根葉つ葉に至るまですべてのものの平均をしてみますと、五十何円。但し昨年は非常に高く七十一円というやうなことになるわけですが、まあいろいろ／＼何はありますが、この程度であります。

○田中啓一君 有難うございました。なお本日お話を伺いたいと思つておりましたのは、水産関係が抜けることになりましたけれども、まだおいでになりませんので、やむを得ませんので、これで御意見なり、質疑応答なりやつて頂きたいと思つておりますが、全体政府委員同士の質疑応答は普通の委員会でございせんけれども、ここでは特に政府委員同士でも、或いは参考人と政府委員との間でも、議員との間でも何でもよろしくございしますから、どうぞ忌憚なくやつて、そうして学校給食というものを何とか大成して行こうという方向に向つて頂きたいと、こう思つて、どうぞよろしく願ひたいと思ひます。どうぞ議員さんがたから御

質疑なり、御意見なり出して頂いて。

○吉田萬次君 只今滑川さんと川島さんのお話を承りますと、果物、野菜、果実というものは学校給食に關しては殆んどでき得ないやうな状態のやうに拝聴いたしました。勿論おつしや通りに野菜というものは鮮度というものが非常に大切ということ、これは地方的に生産物が違ふという点、一様にカリリーというものを基準にしての計画が立たないというやうなことが感じられるのでありますが、特に強いてそれを配給ということができ得ないやうに考へられるのは、まあ甘藷という性質のものぐらゐかとも考へられますが、併しこれも季節的なものであつて、結論的には私は不可能のやうに存じます。

それから又川島さんのお説による果実の問題であります。果実というものはこれは地方的のものであつて、全国的にこれを配給するなんというものは容易なことではない。もう一つは鮮度においては多少そこにゆとりがあると思ひますけれども、併しながらその価格においては、これは非常に高価につくものではないか。カリリーを主体にする学校給食としての果実というものは価値があるかどうか。そこに非常に疑わしいものになりはしないか。殊に果実の生産地の子供ならその配給は必要を認めません。若しこれを強いて学校の方面へ出すとするならば、これをジュースとして出したらどうかというのを考へます。季節的に關係ない、或いは關係がありまして大量を出せる野菜というものと、それからもう一つは加工して出して、そうし

て間に合うというのに對するお二人の御意見を承りたい。

○参考人(滑川彦次郎君) それじやちよつと私から。只今青果物についての学校給食は非常に困難なやうな結論に私が申上げた。非常に困難なことには違ひありませんが、私の申上げたことはその鮮度が問題でありまして、利用価値がさほど悪くないという程度でしたら、これはやつてやれないことはないと思つてゐます。ただ前提条件として計画出荷ということが大きい問題点だと思つてゐます。

それについては受入態勢ですね、これははつきりとして、学校のほうなり具体的にできまへんと、果してこれがうまく行くか行かないか、現段階において各市場から、東京の場合は御存じかも知れませんが、各市場におきまして公正なせりの下に仲買、普通のほかの都市においては仲買以外は入らないのです、せりには。ところが東京におきましては小売屋も一緒に入つております。それが卸売機関、荷受機関からその日のうちに朝七時から八時にせりが始まつて八時から九時には輸送して早く持つて行つて、それから小売屋の店頭にかかつて……。現在の学校給食がどの程度だといふやうに行つておるかというところは私は知りませんでだけれども、恐らく鮮度の悪いものが或る程度比較的那やうな方面には流れるといふのじやないかと私は想像してゐるのですけれども、相当これを理想的にやる場合においては相当困難があるのじやないか、こう私は感ずるのであります、この学校給食が恐らく現状どの程度進んでゐるか知れませんが、少くとも現状よりは或る程度の進んだ、

いい合理的な理想的なことができるのじやないか。私の先ほど申上げたのは、相当理想的な観点から見まして困難な問題を取上げたわけなんです。

要は受入態勢ですね、受入態勢さへ或る程度できまへれば、産地におきましてはどこかへ売る。これは野菜でありますし、輸送機関のタイプアップによつて或る程度合理的な問題ができるのじやないか、こう考へます。

○参考人(川島豊季君) やはり何です、野菜は種類が非常に多いので、何をやつたら一番いいかというところは實際的な問題になりますと経済の問題があらましよう。それから子供が喜んで食べるかどうか。それから栄養の問題。それがよく供給されるかどうかという問題があると思ひますが、さつき仰せられた、さつまいもにばれいしよ、これはばれいしよなどは季節的の關係は殆んど今日では解消しまして、年間東京などに入荷するもの、量なんかを調べておきますと、殆んど平均的に出ようやうな状態になつてゐるわけなんです。ただ四月、五月、ちよつとその頃値段が高くて、新ものと古ものとの交代期がやや品薄になる。そのほかはもう非常に豊富に出て、市場に出るもの一番多いのは目方にして大根です。その次はばれいしよ。これは東京の場合は千六百万貫以上出ます。そういう状態なんです、これなども取上げ方によれば鮮度の問題なんかは比較的少いから、そういうことが考へられる。それから又キャベツなどにおきまして、一般の出廻りの少い時期には高冷地から来る。近々からもど／＼出る。

年中たくさん出る野菜でありまして調理も極めて簡単と思ひます。こういうものもいろいろ繋がりをつけますと必ずしも不可能な問題じやない。それから又年がら年中使うというのじやなくて、使ひいい時期に、安価で買ひいい時期に使へばいい、こういうことになるからいいと思ひます。併しいろいろ／＼なものを、一つの品目ごとに検討して行きますと、これはむづかしいとかこれはよかりそうとか、これは産地がこういうふうになつてゐるから無理があるのだというところは言へます。

それから先ほど私が申しました果物のやうなものも、多少形は悪くてもそういうことに係わりあるとも思ひませうし、学校の場合はそういうものを扱うことになつてゐると、何も東北のほうに無理にみかんを食べさせる必要がないので、りんごのほうがたくさんできるところはりんごを使うとか、或いはこれは大都會はあれでしょうが、みかんが比較的多い関西方面では、みかんを使へば安くて手に入るというやうないろ／＼な生産地帯が變つてゐても、又消費される場所の關係でその繋がりはいろ／＼な形でつけられるのじやないか。こういうことも考へられるわけなんです。ただ具体的な、がつちりした計画が立つて、さてこれをどうするかというやうなやうに押上げて来る形ではないと、抽象論はなか／＼むづかしいのじやないかといふことも考へられます。

○吉田萬次君 只今承りました了承いたしました。併しながらこれは学校のほうの給食の設備と、それからその使用する人の手間というやうなことから考へまして、それに適応した蔬菜或

いは果実でなければ給食の価値がないように考えられるという点から、結論においてどうも離詰と違つて生鮮食料品としての蔬菜、果実というものと学校の給食というものは、どう考えてもこれは経済的に考えても、又労力の方面から考えても、場所の点から言つてもできにくいように思いますが、さういふことを或る程度まで直ちに使用し得るような方法を以て供給してもらへるという方針は立ちますか、どうですか。

○考者人(滑川彦次郎君) 今の御意見ですけれども、私のほうから見た場合、要するに学校が受入態勢とでも言いますか、学校給食の内容そのものについて、一つは、かなり標準化した、何か単一化した一つの大概、葉つ葉或いは、にんじん、ごぼう、いも類、さういふようなものを比較的大量にやられるという考え方から、比較的簡単なやり方で処理できれば受入態勢のほうがかかり易い行くのじやないかと思うのですけれども、供給面から行きますと、三ツ葉とかいふような促成物の料理屋で使うような細かいものは問題にならないと思ひますけれども、今のよるな蔬菜の、主として大量に食生活において必要な蔬菜については、やりようによつてはできるのじやないか。鮮度の問題でありますけれども、これらは今の東京都の配給組織と言ひますか、状況から、流通過程から行きますと、各県から入つたものが市場にかかれます。そして近在所産のものは、自動車でどん／＼夜の十時頃から入るのです。そして翌朝の六時頃までのうちに入つてしまわれないと、うまいせりにかからんといううな場所の関

係や何かありますが、大体七時か八時、七時頃までには終わるわけですが、そうしてその日のうちにせりにかけ、公正な取引によつて午前中全部持つて行つて八百屋の店頭飾るわけでありまして、私から見ると、小売屋においては相当鮮度の落ちたものを、二日も四日も野ざらしにして置いて売つてゐる店もたくさんあるわけですが、それから、さういふ現状の配給過程において、さういふ配給機関をどういふふうによりに有利にそれを利用して配給を受けるかという問題と、さういふ問題とは別個に産地直取引をするのがいいのか、そこらの問題も具體的な問題になりますと出て来ると思ひます。これは私のただ研究もまだしてありませんし、今日のお話のあれにはならないかと思ひますけれども、大体今度の計画出荷というところになりますと、一つの責任態勢をはつきりした出荷組合に命じまして、さうして給食の受入態勢のほうから言つて、一月の献立なら献立ができて、さうして大根はどのくらい、何千貫要するのだ、葉つ葉は何千貫要するのだということによつて、それを一つの責任割当てをやりまして、さうして／＼配給をする。

○吉田高次君 もう一つお尋ねします。先ほど川島さんから、私がジュースの問題を尋ねましたが御返答がなかったのですが、形の如何とか、或いは見たところのきれい／＼でないという点から考えて、ジュースというものが

ができるとしたら、果してどの程度までそれが実用ができるか。又現在のジュースのように、化学製品であつたならば何も役に立たないものである。本當のジュースといううなものを考えたら、皮も身も全部潰してしまふ。而もそこにビタミンの量は多いといううな点から考えて、果物そのものを使用するよりは、むしろジュースにして使用したほうがいいといううに考へますが、併しその量たるや極めて僅か、到底学童に及ぼすまでには得ないようによつて考へますが、どうですか。

○考者人(川島豊彦君) 私、ジュースのことについては詳しく調査したこともないのですが、現在出廻つてゐるジュースの八割以上のものは、あれは化学製品じやないかといううなことが一般に言われているようです。で、完全な、本當に栄養価のあるジュースというものは極めて少く、あとは清涼飲料の濃縮したようなものなんでしょう。なことなんです、学童給食にそれを使うほどの量なんかはとて現在ではないだらう。それから現在の価格ではやはり生を食したほうがよくはないかといううなことが端的に言へるようです。

○政府委員(楠本正康君) 只今学校給食と野菜等の問題になりましたので、私から一言述べさせて頂きます。日本の学童は、概にカルシウムの不足と、各種ビタミンが不足しているといううのが日本人の学童の共通の欠陥です。この形態は、必ずしも学童だけではない、日本人全体が各種ビタミン及びカルシウムの不足といううことが考えられるわけですが、特に学童においてこの傾向が著しいわけです。これは極めて重

大な問題であります。そこでなぜさういつた欠陥が日本の食事に來てゐるかという、これは野菜の食べ方が諸外国と違つてゐるといううなことなんです。外国は、大体ビタミン及びこのカルシウムは、主としてカルシウムは牛乳から摂る。併しビタミン類はやはり諸外国においてもこれは野菜から摂つてゐる。ところが日本人は菜食でありながら一體ビタミンの不足が来るかといううことになりまして、これは日本人の野菜を食する方法が、例えば漬物であるとか、或いは茹めものであるとかいふうなことになる。そのうちの有効成分といううのは非常に散逸したものを食べてゐるのが現状です。

例へば私もいろいろ／＼実験をいたして見ますと、簡単に茹でもビタミン或いはカルシウム等は殆んど大部分が消失されてしまふ。漬物等も、漬漬程度の、晩に一晚漬ける漬漬程度でもビタミン、カルシウム等は大体半分以上流れてしまふ。かようなものを食べてゐるところに根本的な問題があるわけなんです。ところで私も、今後は何とかして野菜を生で食する習慣をもつとつけなければいけないのじやないか。これはいろいろ／＼貯蔵とか、生産とかいう目下一つ農林省の特産課という／＼相談をいたしまして、野菜を生で食するといふことを、もう少しやらなければ日本食生活の改善といふものは根本的に成り立たないのだ。そこで問題はなぜ野菜を生で食べないかという、危なくて食べられないといううのが現状です。例へば殊に洋菜類等をこれ又試験をいたしてみますと、例外なく寄生虫卵が付いてゐる、今のうな状況で

生で食べていたら、これはカルシウムやビタミンは摂れたかも知れませんが、みんなもう寄生虫で干上つてしまふ、かういふわけで或いはまあ腸チフス、赤痢等も野菜類から起る、それでこゝろで生で食べられない。それで何としても安心して生で食べられる野菜を生産することが、日本の今後の食生活として極めて重大な問題である。その点は目下農林省と相談をいたしておりますが、これも尿尿を濃縮して使ううな方法にすれば、従来の營養形式を著しく変へなくてもできるんじやないかという見通しに立つております。

それから次に食生活改善の面と野菜の点を考へてみますと、食生活の改善というものは、これは今後パン食というものを普及するといふことで、そのところがこの小麦と米と蛋白質の性質が根本的に違つております。それで米の蛋白質は塩と比較的調和がとれやすい。従つて白米に漬物などというものはその意味で非常に調和がとれるわけなんです。ところが小麦の蛋白質は塩とどうも調和しかねる、むしろ甘いほうの味と調和がとれるといううのが、これは蛋白質の組成上の本質的な問題です。そこで粉食をして行くといふことになると、漬物とか味噌とかいふうな塩辛いものの形態ではなかなか／＼むずかしい。こんなことを考へて参りますと、やはり野菜を生で食するといふことが、これが栄養上は勿論、食生活の改善の上から言つても當然の結論になるわけなんです。そこで学校給食の話に戻りますが、学校給食においても私も今後は何とかして取りあへず生で食するうな仕

THE

これは糞便検査等をして保菌者でないことをたしかめ、又同時にこれらの者に対してできるだけ手をきれいに洗つて調理に従事するといふようなことをする必要がありまゝ。現在までいふ／＼な問題を起してありますが、これも例えばたま／＼やつたPTAの母親のうちの一人に保菌者がいて、そのために赤痢にすつかりなつてしまつたといふようなものもございませう。

それから第三に注意しなければならぬといふことは、この施設の管理が不十分だといふこと、これが実際のには一番今までの事故の多いパーセントを示しておりますが、施設と言ひましても決して整派な施設といふものを私どもは毛頭考えているわけではございせん。現在のところ学校給食程度の施設で結構であります。ただ例へば鼠を出ないようにするとか、或いは水を十分に使えるようにするとか、更に万一等を次の日に使うものは冷蔵庫でないまでも鮮度の落ちないよう工夫して貯える施設、或いは簡単な貯蔵の施設、かような程度のものを作りまして、そして施設の整備を図つて行くといふことが必要と存じます。殊に今までに一番多く弊害を見ておりますのは、このまあ証明されております原因となつておりますのは鼠によるところのいろいろ／＼な中毒菌の散布が一番大きな原因のようになつて思はれます。そこでこれらのものは施設の管理という点になるのです。併し私どもは、いつて決して整派な施設の管理を申しているのではありません。現在の程度のもので、施設の管理さえよければこれに原因して従来のように問題を起すことはあるまい、かように考えております。

○吉田萬次君 只今のお説で大体の方針はわかりました。火事と伝染病はいつ起るかかわらないと同じことで、伝染病予防といふことは極めてむずかしいことと存じます。只今おつしやつたことについて大体の方針はそれで定まつておるようには思ひますけれども、なんにいたしましても学校給食といふものはこれは取扱うところの人に対する報酬も出ない、PTAがこれに携つてゐる、この施設の方法につきましてもたくさん金を出すことが得ないといふような点から、これを本當に衛生的に検討してみたならば、到底給食といふものは行へるものではないといふくらゐまで考えなければならぬ問題だと思ひますが、少くともこれに対する予防が一般的にできないといふことであつたならば、せめてその消毒を、熱気消毒だけでも行はせる、茶碗、箸だけの消毒だけでも行はせるといふこと、これの徹底といふことだけども私は極めてむずかしい問題だと思ひますが、それに対して簡単に簡条書のようにして徹底する方針を考案して頂いて、そうしてこれからやる所、或いは現在やつてゐる所等もやり得る程度の指針を与えて頂いたらいいと思ひますが。

○政府委員(楠本正康君) この点は全く御尤もでございまして、早速文部省とも相談をいたしまして、一つさうな危害防止の点から極めて可能性のある基準のようなものを作成してみたいと存じます。

なお一言この施設或いは取扱の基準のほかに、もう一つ考えなければ、これは危害防止の点で考えなければならぬ点になりますと、この食物の形式

と申しますか、形態ですね、これを注意する必要がありますと思ひます。現在学校の修学旅行等でしば／＼、今年は幸いに、去年の秋から減つて喜んでゐるのですが、しば／＼問題になつておりますが、これを分析してみますと、皆もう原因がきまつてゐるのです。こゝういふ品物と、それから或いは学校給食にしても問題を起したものはもう皆きまつてゐるのです、きまつてゐるものは成るべく食べないような献立形式が必要だと、私はかように考えております。学校なり修学旅行等もこの点さへ務めて注意すれば問題は起きないで済む、きまつてゐるのですから、そこ

のところに私は特にやはり基準のようなものを置いて考えたい、かように考えております。

○鈴木幸弘君 ちよつとあの食糧庁のかたに承りたいのですが、私ども学校給食で聞いております問題は、学校給食を実施する場合に実は全面実施といふことを今一応理想に置いて考えておるのですが、従つて中学校一千何百万といふものに実施をいたします場合は、これは学校給食を義務制のようになければできないといふ考え方をしております。そうして又さういふ場合には現在小麦粉は食糧で半額を国が負担してゐると、これは全面実施の場合には私どもとしては一応粉食にについてはその材料を無料で全学童に渡してやるということを一つの理想の形として考えておりますが、さういふことを実施した場合に米穀との全体の総合計画で、どういふ影響を及ぼすか、又例へば米の将来に対して相当な影響を及ぼして、米価等の関係にどんな影響があるか、又私どものこれは素

人考えですが、今例へば干拓事業、米の増産に干拓事業なんかやつて相当な経費を入れておつて、それから来る實際上の収穫といふのはまあどのくらいになるかわかりませんが、さう大した量じやないかと思つておりますが、さういつたようなことから考えて全般的に小麦なら小麦粉を全面的に無料でやるとかいふことが、あなたがたのほうの關係から望ましいことであるか、実施可能のことであるか、さういつたような点について御意見を承りたいと思ひます。

○説明員(大澤嘉明君) さつき田中先生からも米、麦入れて自給態勢をこれは早晩やらなければいかんというお話がありましたが、御承知のように差当つての問題は、人口も殖えまして相当の大量を外国から實際問題として差当りに入れざるを得んわけではございませう。そしてそれを入れる場合に一番割安のものはこれは小麦であることも御承知の通りでございませう。それで今後の食糧政策だけから申上げまして、見通しとしましてはこれは小麦が一番今後入手もし易いし、又経済的であるといふことはまあ大體言えると思ひます。それで、さういふ意味で食糧の操作から申上げれば小麦を成るだけ殖やすといふことは、これは一つの國際收支から申上げまして非常に理想的な形でありまして、数量的には何の問題もないと思ひます。ただ予算上の問題は別であります。たださういふ点から申上げれば、これはもう全然問題はないと思ひます。

等の關係も結びまして、やはりまあ栄養的に或いは農業經營的にできるところは成るだけこれはやはり粉食をやつたほうがいいのじやないか。例へば具體的に申上げれば岩手県などは非常に粉食の普及を酪農とも結び付けて獎勵をやられて相當に成果を挙げられておられるわけですから、それでさういふ点からいふと思ひます。

それからもう一つは、どうしてもこれは米食がいいか粉食がいいかといふ問題は別といたしまして、非常に日本人の従来の長い伝統の嗜好から見まして、米を御承知のように一般的に非常に欲しがらるわけでありませう。それで御承知のように局部的に非常に高い関米も出ておるような状態ではございませう。それでこれをどうしても日本人に適する米といふものが非常に少ないし、又よそから内地米を入れるにしても非常に割高でありますので、これを國民の嗜好を導びながら全國、全體的に成るだけ均らして来るといふことがどうしてもこれはまあさういふ嗜好から考へまして或いは關を下げるとか、さういふ意味から申上げまして、どうしても全國均らして行く必要があるわけでありませう。さうすると共に米の生産地も成るだけ麦を食つて頂いて、さうして都會地に米の供出を成るだけ余計に、麦を食つただけ余計に供出なすといふような観点からもこれは成るだけやつたほうがいいのじやないかと

○鈴木幸弘君 それからも一つは畜産局のかたに伺いたいのですが、この前のこの会で、まあ学校給食の問題は酪農の問題であり、生の牛乳を

飲ませることは非常に必要であるといふようなお話が相当あつたわけであります。そこで先ほど畜産酪農関係の御説明を伺いましたが、全部の学童に学校給食を実施するとして、日本で生の牛乳を飲ませ得るような状態が得られるかどうかですね、その点について一つ御意見を承りたいのですが。

○説明員(下条南次郎君) 御質問が大変むずかしいので、お答えできるかどうかわかりませんが、大体やはり問題は、酪農の問題は農業経営の問題と、それから製品の問題と両方に絡んで来るわけでありまして、大体市乳の形で地方々々の学校でその地盤の牛乳を消費するという形が成立するならできるといふ形になります。併し製品の問題は、酪農の問題と製造コスト、例えば脱脂粉乳なんかの問題になります。現在とするとどうしても国内品は、これは我々の机上の算定でございまして、一ポンド当り生産原価どうしても八十五円乃至九十四円程度かかるといふ事になります。そこで生の牛乳で先ほど申し上げましたようにその地方々々でできたものを、例えば最近厚生省のほうで大幅に認めて来ておるような高温殺菌というものを採用して処理段階の経費を縮めるという事で、全乳を安く供給できること等の措置がとられるならば、全乳と学校給食が結び付くことができると思ひます。生の要するに全乳の形で出て行くものならば、そうしてそれが局地的に学校への給食に結び付くならば、そういうことも考えられると思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 只今御木先生の御指摘のように一応量の問題が一

番まあ問題になるわけでございます。併し私どもは現在千八百万人を対象にして仮に牛乳を飲ませるとしても二百万石で足りる事です。二百万石と申しますと極めて生産率の悪い牛を考えたとしても、大体二十万頭殖えればいいわけですね。二十万頭あればいい。してみるとこれは、量の問題は全体的には差当り問題ではないと考へております。で、問題は先日も私の席上で申し上げたのですが、この操作をする場合に、いろいろ問題がありますが、一つは長い暑中休暇或いは日曜日等に余る牛乳をどうするか、こういう問題になつて参ります。

そこでこれらのものを一応製品化した形にするという事は勿論考へられますが、これは併し、そういういたしますと、結局工場に非常にまあ何と申しますか、負担がかかつてしまふ。まあ遊んでおる施設がどうしてもできて来る。こういうわけで工場能力が非常に落ちて来る。その辺でコスト高を考へなければならぬ。こういうような問題になつて来ると思ひます。これをどうしようかという事は、私どものほうで非常に頭を悩ましておりますが、うまい対策がございませぬ。併し工場の問題は解決いたします。それからもう一つ、量がうんと仮に多くなつたときのことを考へれば、二百万石ぐらいのものは僅かのもので、殊に日曜日の或いは暑中休暇等の牛乳は極めて僅かなものなのです。これらは問題でなくなつて来る。量がうんと多くなつて来ればこれらの問題は解消して来るわけですね。併しそこまで行くまでにはどうするか。次に、只今これは農林

省からお話がありました。現在も生産地帯、酪農地帯においては極めて現在でも容易な問題です。ところが、集乳を要する東京都の例えは学校給食等を考えた場合に、その集乳方法だけでなく、問題はむしろ価格の問題に非常に響いて来る。そこに一つ問題がある。そこでこれをどうしたらいいだろうか、併し酪農地帯なら現在でもやつておるのです。これはどうも今後普及して行くと思ひます。問題は、集乳作業を要するところの都市の問題をどうしたらいいか、これも価格の問題に帰着するわけですね。次に考へられます問題は、これを私どもは今後その地方の市乳販売業者から牛乳の供給を受けるというふうな方式であつては、酪農地帯においてはともコスト高になつてやつて行けない、そこで直接これは生乳を生で入れて学校で処理をして与えてしまふという問題です。これは牛乳の処理は、高温殺菌で行くならば極めて簡単ですから、これはまあ比較的問題ではないと思ひますが、ただこれに若干の技術が要するのです。そこで私どもは学校の先生、なんか一つ多少試験的に沸かして見ることを指導してみたいと思ひますが、なか／＼これがうまく行かない。そこで問題は、これを沸かすことをどうしたらいいか、まあ消毒と申しますか、熱を加えるにはどうしたらいいかという問題ですが、そうして行くと、やはりそこに学校給食用の鍋で沸かすという事は、どうしても技術的にむずかしいので、何か瓶のような、牛乳瓶、あれに入れます。そうしてお湯をつけるような仕組にすればこの問題は解決する。そうするとやはりそこに一つの施設というものが要

る。この問題をどうしたらいいかというふうな問題がここに横たわつておるわけですね。従つて私はむしろ量の問題よりも、今言つた三つの問題がなかなか思ひ通りに参りませぬ。量の問題でしたらこれは逐次やつて行けるうちに、そのうちには二十万頭ぐらいの牛は殖える。二十万頭は間もなく殖える、こ

う考へまして、その辺のところをむしろ私は素人でありまして、先生方によく教へて頂いて、これを実施に移して行く以外にはないのではないかと、かように考へられます。

○相馬助治君 今楠本部長の話を聞いていて気付いたことでお尋ねするのですが、御木委員の質問に答へて、全国的な規模において牛乳を飲ませるといふことについてはいろいろ困難な事情がある、現実にはそうだと思ひますが、そこで或る地域社会においては現在でも量の面からは可能であるという御答弁のように聞いたわけですね。その場合においても消毒という面から考へると相当困難が横たわつて居る。第二段のお話はそのように承つたのですが、事実衛生的な面から牛乳をどのように殺菌して飲ませるかということについて、厚生省から出ている規則に縛られて、テスト・ケースとしてやろうとしても問題があるという事を私どもはこの岡山県方面を視察して現場の職員から訴へられた事例があるのです。そこで楠本さんのおつしやつたその高温殺菌の問題ですが、むずかしいというそのことを一歩進めて、厚生省としては可能な範囲において最も安い施設で、その地域社会を限つてテスト・ケースとしてやらせて見ようとするような積極的な計画等は現在お持ち合

せでございませぬでしょうか。又それについて文部省の学校給食課等あたりが立案するならば、積極的にそれらの問題について、現在の規模において、現在の前提条件において、これらの問題解決のために御協力頂けるような態勢にあるでございませうか。これらを一括して一つ御指導願ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 成るほど従来は厚生省は低温殺菌一点張で進みましたがために、とてもかような施設は学校ではできません。そこでこれらの点に非常に支障がございまして、併し先日この方式を放擲いたしました。併し今は高温殺菌を積極的に採入れるという仕組にいたしております。従つてこの点には問題はございませぬ。ただ私がやりにくいと申しましたのは、ただ釜で沸かしてしまふ、或いは鍋、学校給食用の鍋で沸かしてみる。これは結局できないのでございませぬ。ふきこぼれてしまふ、つまり言うならば、ふきこぼれるという形式になりまして、とにかくこれはできない。そこで先ほど御木先生にお答え申し上げましたように、或る程度極めて些細ながら何か施設が要る。それで私もいろいろ、東京都に一つ依頼をいたしまして、試験をいたしておりますが、今のところは結局あの牛乳の瓶とかかまの中に入れて、火を焚いて、そうしてお湯の中でお湯をつけてしまふというやり方が最も合理的である。安上がりである。燃料の問題はありますが、そういうようなところに到達いたしております。ただ併し、これも極めて多量の量になりますと、果してさういふやり方で全部に給食ができるかどうかという問題にもなつて参り

ます。又燃料問題にも引つかかつて参ります。このようなところに隘路がある。こういうことを申上げたわけですから。

それからなお私もこれら問題に極めて重大な問題でありますので、酪農地帯の地域においては従来も指導をいたしております。若干試験的にこれを実施いたしておりますところもございす。これらの結果は試験ですから、比較的成果はよいようです。コストの問題も大体現在の脱脂粉乳と大差ないコストで購置します。府県も協力してくれます。それからその牛乳代というものが外貨になつて流れずに、その地元で農家に落ちて、これが又酪農振興の経費に転換して行きますから、この点は非常に合理的だろとは存じます。併しその通りでありますけれども、ただ私が先ほど申上げたような点を考慮しないと、困窮である。それから、もう一つ量の問題ですが、現在でもできるということを申上げたのではないので、現在、つまり僅か年間三百七十万石の生産しかございせん。そこで二百萬石を、全部にやつたとすると二百萬石になります。二百萬石をとつてしまふことは不可能です。そこで現在でもまあこの二百萬石の生産は私は困窮ではなからう、二十萬頭の牛ですから、じきに近い将来にそのくらいできる。それからただ問題は、酪農地帯等で非常に牛の多い地方においてはこういうようなものが現在でも可能である。こういうことを申上げたわけでありす。

○田中啓一君 私からも二、三御質問申上げたいと思ひますが、先ず畜産局にこの学童給食というものはどうして

も経費が余り嵩ばつてはどうかにもならん。それで酪農地帯のほうでやつておられる値段がどのくらいについておりますか、私よく存じませんが、全国見まして給食として学童から金を出させておりますのは、一食十五円乃至二十円くらいの見当が大体多いようでありす。そうするとその中へまあ今何です。粉ミルク脱脂粉乳のものが四円前後入つてゐるようでありすが、まあできればその程度で生牛乳というものを飲めるようにしてやるといふことは、まあ一番望ましいことなんでしょう。そこで先程下条さんからも、又楠本さんもお話がありましたように、まあ量としては何と今一挙にやるわけじゃないので、牛の頭数の増加に従つてやれるだろ、のみならず私の見解から言へば、学童給食によつて大量に若し消費してくれないければ、畜産業の酪農家が行き詰るであらう。殖やさなくなるだろとまで私は思つております。だから畜産業の酪農計画の救済者は学童給食だろ、こう実は私は思ふ。そういうふうな生産というものは消費が相当程度安定をして、そうして安定した需要があるといふことはもう第一番で、それなくしては技術的に如何にいいことであつてもどうにも伸びようがない。私はそういうふうにも思つておりますが、そこで飼料の問題なども自給飼料であるとか購入飼料であるとか、それにいろいろ／＼個々の複雑な問題がありますが、何とか四円前後で今後持つて行く計画はありませんか、ということをお伺ひしたい。

○説明員(下条次郎君) 只今の大体牛乳の価格の問題だと思うのですが、現在大体牛乳の市乳地帯の東京とか大

阪とか、いわゆる大消費地に供給いたします牛乳の販売価格は六十五円乃至七十五円、それから中消費都市、例えば新潟でありますとか、或いは仙合でありますとか、その程度の消費地は五十五円乃至六十五円、それから乳製品原料が四十五円乃至五十五円、これはいずれも一升についての生産者の手取り乃至は組合が受取る価格、そういうことになつております。それで只今の学童給食用のミルク代が大体従来脱脂粉乳の場合は四円以内といふような数字であつたのでありますが、今の現状のままでは一合について四円程度のものでは非常にこれは農家のほうとしては採算がとれない。一昨年ですか、北海道とそれから内地の特定の県で行いました牛乳の生産費調査、それによりますと大体五十円台の乳価では労賃或いは資本利子、そういうものを加算いたしますと採算がとれないといふことになつておりました。なか／＼今のままでは非常に辛いんじゃないか。これには飼料の自給度が内地が六割で、たか、これは飼料の購入の比率が内地六割、北海道が四割五分ぐらいになつております。そういう形或いは経営の大ききであります、現在内地では大体平均一戸当り一・五頭ぐらいの乳牛を飼つております。北海道でも二頭、三頭までなつておりました。北海道でも三頭までなつておりました。規模の小さい、又自給度の低い農家、今の形ではなか／＼今おつしやるようなところまで持つて行けないと思ひます。併し先ほど申上げましたような集団的な形に適地に乳牛を集団する、そういうことによつてあらゆる経費を下げて行つて、飼料の自給度も非常に高い、或いは

は牛乳の容物なんかにしても非常にたぐさん要る、そういうような地帯へ持つて行つてやりますと、いろいろ／＼な生産面の経費、例えば乳牛の分娩をさせます、種をつけます場合に種乳牛の効率、例えば人工授精をやるといふような場合でも、その地帯に非常に乳牛の密度が高ければ、こういうものも効率的にできる。現在種乳牛は相当高い経費をかけて飼つてゐるわけでありすが、そういうものが効果的にやられる場合には非常に安くなる。あらゆる費用がそういうことによつて安くなる。そういう方向に持つて行くことによつて或いは今申された価格でなるかならんかといふことは、はつきりまあ申上げられないと思ひますけれども、現在よりは遙かに安く飼つて行ける、そういうことは申上げられると思ひます。

○委員(長村松助君) ほかに御質疑ございせんかと本日はこの程度で散会したいと思います。御異議なければこの程度で散会いたします。

午後四時五十六分散会

四月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食法案

学校給食法案

学校給食法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにあつて、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充實を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食については、小学校における教育の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養ふこと。

二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養ふこと。

三 食生活の合理化、栄養の改善と健康及び増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と総称する)において、その児童に対し実施される給食をいう。

(小学校等の設置者の任務)

第四条 小学校等の設置者は、当該小学校等において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない。

(経費の負担)

第六条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、小学校等の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「給食費」という。）は、学校給食を受ける児童の保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）の負担とする。

（国の補助）

第七條 国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

（補助の申請等）

第八條 小学校等の設置者は、前条の規定により国の補助を受けようとする場合においては、政令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の規定により補助金の交付申請書の提出を受けたときは、補助金を交付するかしないかを決定し、その旨を当該小学校等の設置者に通知しなければならない。

（補助金の返還等）

第九條 文部大臣は、前条第二項の規定により補助金の交付の決定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、補助金の交付をやめ、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつたとき。

三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（小麦粉等の売渡し）

第十條 国が、食糧管理特別会計の負担において買い入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める売渡計画に従い、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の定めるところにより、学校給食用として売り渡す場合における売渡しの予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、食糧管理法第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、農林大臣が定める価格によるものとする。

（小麦等の用途外使用の禁止）

第十一條 前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

（報告の徴収）

第十二條 文部大臣又は農林大臣は、第十条に規定する売渡計画の立案又は実施のため必要があると

きは、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

（政令への委任）

第十三條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「麦ノ売渡」を「麦ノ売渡及学校給食法（昭和二十九年法律第 号）第十条ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ売渡」に改める。

昭和二十九年四月十五日印刷

昭和二十九年四月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局